者や子育て世代の 住を支援しま す

くは町地域振興課にお尋ねください

■定住助成金は最大100万円

合に、「定住促進助成金」として最 建売含む)を建設して定住された場 地を取得し、住居用住宅(土地付き 求期限の変更などの改正を行います。 佐町定住促進要綱」の申請期限と請 大で100万円を支給します。 を促進するために、町内に新たに土 また、令和3年1月1日付で「甲 町では、若者や子育て世代の定住

■どんな人が対象になるの?

▼年齢要件

親族を有する者。(申請時に同居し ていること。婚姻の予約者は婚姻し 者を含む)、または20歳未満の扶養 む) 4歳未満の配偶者(婚姻の予約 で、かつ同居する(同居予定を含 基準日(※)時点に40歳未満の者

▼ そのほかの要件

- として入居すること 町住民基本台帳に登録され、 交付申請を行う住宅を生活の本拠 かつ
- または住宅でないこと

すでに助成金の交付を受けた者

町税などの滞納がないこと

申請に必要な書類は?

ていること

※基準日 土地を購入した場合は 契約日。 た場合は、所有権移転登記日。自 己所有の土地の場合は、 土地の売買契約日。建売を取得し 建築請負

▼建築要件

用住宅の場合も、居住部分の延床面 床面積が65平方景以上の住宅。 自らが入居するために新築し、延 (併

入居要件

- 土地購入の場合 土地購入後3年 以内に住宅建設を完了し入居
- 建売取得の場合 所有権移転登記 日より1年以内に入居
- 自己所有の場合 し速やかに入居 住宅建設を完了
- ・5年を超える期間、継続して甲佐
- 町長が別に定める補助金や補償金 を受けた住宅でないこと

●住宅建設地の字図

4住宅の設計図や立面図など

5登記簿謄本

6住民票謄本

₹住宅の外観写真

8滞納確認の同意書

一定住助成金の支給額は?

条件により異なります。 助成金の支給額は、次の①~③の

定住助成金の支給額

②「指導要綱」に基づく住宅団地以 ①「町開発行為等指導要綱」に基づ 住宅(申請者の父母や祖父母との 外の土地を購入し新築した多世代 した場合 く住宅団地の土地を購入し、新築 100万円

③「指導要綱」に基づく住宅団地以 住宅の場合 外の土地を購入し、 新築した単独 30 万 円

未就学児加算

加算されます。 基準日時点で未就学児がいる場合 前述の条件に応じて次の金額が

①1人あたり10万円

②

・

③

1

人

あ

た

り

5

万

円

に住宅を建てた場合、助成金額およ 贈与などで自己所有になった土地 自己所有の土地の場合は半額 ❸住宅建設地の平面図 ❷住宅建設地の付近見取 図

(土地および建物)

同居)の場合 50 万 円

から1年以内です。 請求書の提出期限は、 請求可能

次の請求可能日以降に、請求書お

と未就学児加算分)と5年後以降 (50万円)

と未就学児加算分 (30万円

購入後3年を経過した土地は、 所有扱いとなります。 び未就学児加算金は半額となります。 なお、土地を購入した場合でも、 自己

■申請書類の提出期限は?

登記日から1年以内に申請してくだ 新築若しくは建売取得した住宅の

■助成金はいつ支給されるの?

を支給します。 が可能となります。 日以降に、町に対して助成金の請求 額の確定を行います。その確定の日 (確定通知日)から1年を経過した 町では申請書類を審査し、助成金 その後、

▼請求書の提出期限

日

町地域振興課まで提出をお願いしま よび同意書に必要事項をご記入の上、

①確定通知日の1年後以降(50万円

②確定通知日の1年後以降 (50万円

③確定通知日の1年後以降 と未就学児加算分

国民年金には、

65歳以降、生涯

096 - 367 - 8144

生涯にわたって保障されます。 安定していますし、年金の給付は

国民年金の給付は3種類

新成人の皆20歳から国 さんへ 民年金

その加入者により生計を維持され

ていた配偶者または子が受け取れ

残った場合に受け取れる「障害年 のほかに、病気や事故で障がいが

加入者が死亡した場合、

にわたり受け取れる「老齢年金」

詳しくは町住民生活課までお尋ねください

国民年金はみんなの支え合い

る「遺族年金」があります。 または猶予される制度 国民年金保険料の納付が免除

納付が猶予される学生納付特例制 得が一定額以下の場合、 的に所得が少ないため、本人の所 度があります。 除」または「猶予」される制度が あります。また、学生の人は一般 に困難な場合、保険料の納付が「免 免除または猶予をされる際は 国民年金保険料の納付が経済的 保険料の

られた仕組みです。

の人が加入し、国民年金保険料を

申請が必要です。

具体的には、20歳から60歳まで

家族の働き手が亡くなったときに、 けがなどで障がいが残ったとき、 納め続けることで、老後や病気・

年金を受け取ることができる制度

国が責任をもって運営するため

みんなで支えようという考えで作

負ったときの生活を、現役世代の

国民年金は、老後や障がいを

の制度です

があります。保険料は必ず期限ま たときに年金が受け取れないこと

しておくと、老後や障がいを負っ

国民年金保険料を未納のままに

納めましょう

国民年金保険料は期限内に

でに納めましょう。

お問い合わせ先

熊本東年金事務所

町住民生活課

国民健康保険税が 国保を支えていま



くは町住民生活課までお尋ねください

国民健康保険は加入者の皆さ んの助け合いの制度です

国民健康保険

り立たなくなってしまいます。 制度のおかげで、私たちは医療費 保税を納めないと、この制度が成 制度を支える貴重な財源である国 けることができています。 気やけがに備える制度です。その は全額自己負担になります。国保 の一部を負担するだけで医療を受 んが国民健康保険税を納付し、 もし国保がなかったら、 国民健康保険は、 加入者の皆さ 、医療費

うことになります。

国保税を滞納すると

る届け出をしないままだと、保険

の保険に加入したのに国保をやめ

加入の届け出が遅れたり、ほか

で計算されます。

料と国保税を二重に支払ってしま

国保の加入・脱退は忘れずに 届け出ましょう

はなく、国保加入の資格を得た日 から課税され、 国保税は、加入の届け日からで やめる月の前月ま

度額認定証が交付できない場合が す。しかし、滞納がある場合は限 の自己負担は限度額までで済みま 度額認定を受けていれば、 高額な医療費を負担する前に限

医療費

あり、高額な医療費を一旦窓口負

たん全額自己負担となります。 があります。「資格証明書」は、 保険証」や保険証の代わりとなる するだけのもので、医療費はいっ 国保の被保険者であることを証明 担しなければなりません。 保険証より有効期限が短い「短期 「資格証明書」が交付される場合 さらに、滞納が続くと、通常の

納付には口座振替が便利です

国保税は納期限までに納めましょ いる国保の健全な運営のために、 皆さんの支え合いで成り立って

皿 096-234-1113(内線 106)

Public Relations KOSA January 2021

口座振替がおすすめです。

納付には、便利で安心、

国民年金